

## 再生可能エネルギー発電設備等に係る電力受給に使用する電力量計等の取扱い変更について

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、高圧および特別高圧で連系されている再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気を当社へ販売する際に使用する計量器およびその他計量に必要な付属装置（以下、「電力量計等」といいます。）につきましては、お客さまに設置・管理をお願いしてまいりましたが、電気事業制度の見直しに合わせて、平成28年4月以降、当社が設置・管理する取扱いとさせていただきますので、下記のとおりご案内いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 変更内容

平成28年4月以降、既にお客さまにて電力量計等を設置または手配している場合を除き、お客さまから電力量計等の設置に伴い必要となる費用を申し受けたうえで、当社が設置・管理を行うことといたします。

現 行		平成28年4月以降	
所 有	費用負担	所 有	費用負担
お客さま	お客さま	当社	お客さま

#### 2. 実施時期、対象

- ・新規分：平成28年4月1日以降の接続申込受付分
  - ・既存分：平成28年4月1日以降に電力量計等を取替えるご契約
- ただし、既にお客さまにて電力量計等を設置または手配している場合を除きます。

#### 3. 平成28年4月1日以降に電力量計等を設置する場合の取扱い等について

検定有効期間満了時等、お客さまにて設置いただいていた電力量計等を取替える場合は以下のようにお取扱いいただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・お客さまにて設置いただいていた電力量計等については、お客さまにて撤去、廃棄いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ・電力量計等のうち変成器をお客さまにて設置いただいていた場合、原則としてお客さまにて撤去、廃棄いただいたうえで当社の変成器と共用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 4. その他

- ・今回の変更内容を反映した「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」を当社ホームページで公開しておりますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします（<http://www.rikuden.co.jp/koteikaitori/taiyoukou.html>）。
- ・ご不明な点は当社窓口へお問い合わせください（裏面参照）。

<お問い合わせ窓口>

発電設備区分	事業所	電話番号
太陽光 高压連系(発電出力 2,000kW 未満)	富山支店 営業部 神岡営業所 高岡支社 営業部 となみ野営業所 営業課 魚津支社 営業部 石川支店 営業部 七尾支社 営業部 輪島営業所 営業課 珠洲営業所 営業課 小松支社 営業部 福井支店 営業部 奥越営業所 営業課 丹南支社 営業部 敦賀営業所 営業課	076-441-3511 0578-82-1116 0766-22-2028 0763-22-4101 0765-24-1402 076-233-8881 0767-53-0204 0768-22-0098 0768-82-1177 0761-21-1950 0776-29-6980 0779-66-4479 0778-23-1213 0770-25-2860
太陽光 特別高压連系(発電出力 2,000kW 以上) 風力 中小水力 地熱 バイオマス	本店 営業本部 営業部 電力受給取引チーム	076-441-2511

注) 受付時間は平日 9時から 17時までとなります。

以上